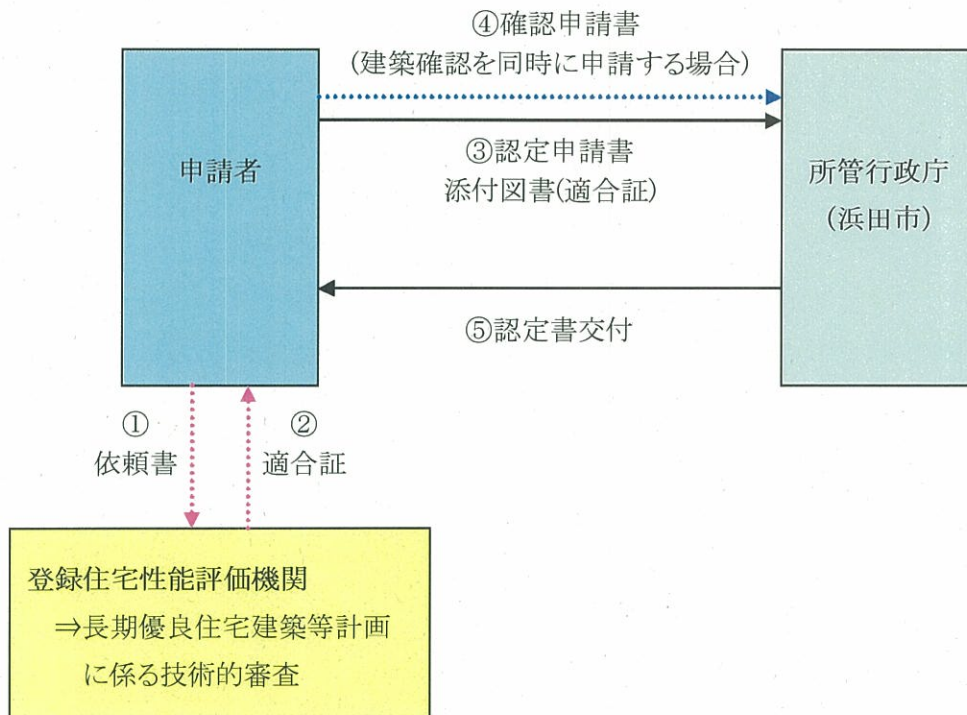


申請手続の流れ



- ①, ② … 事前に技術的審査を行う場合は、登録住宅性能評価機関に依頼をし、適合証を取得してください。
- ③ … 必要図書と書類をそろえて所管行政庁に認定申請をしてください。
(事前に登録住宅性能評価機関で技術的審査を行った場合は、適合証を添付してください。)
- ④ … 確認申請の審査を申し出る場合は、確認申請書を添付してください。
- ⑤ … 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係規定に適合すると判断した場合は、認定書を交付します。

※ 認定申請をされる前に、登録住宅性能評価機関で技術的審査を受けていただければ、所管行政庁での審査期間が短くなりますので、なるべく事前に登録住宅性能評価機関で適合証を取得していただくようお願いします。